



家族経営協定書の具体例充実！

「家族経営協定」のすすめ

(改訂版)

夢のある元気な農業経営のために



農山漁村男女共同参画推進協議会

事務局：一般社団法人 農山漁村女性・生活活動支援協会

「家族経営協定」ってなに？

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。そして、家族みんなで行い、必要に応じて内容の見直しも行っていくことです。

何のために結ぶの？

農林漁業の経営が
家族の話し合いと男女の共同参画によって
充実・成長していくため

家族一人ひとりが
尊重される家族関係を作っていくため

次の世代にスムーズに
引き継いでいくため

家族一人ひとりがお互いに
個性と能力を認め合い
かけがえのない対等な仲間として営む
共同経営的な経営に



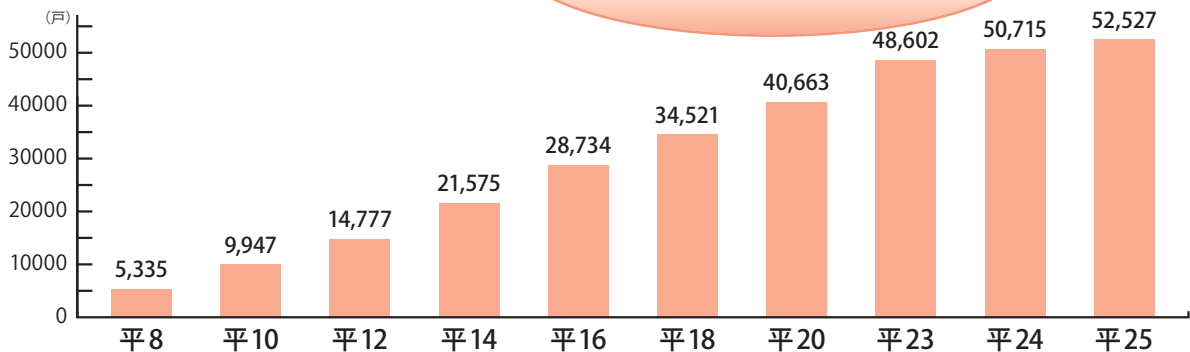
1 「家族経営協定」の現状は？

どんなきっかけで 家族経営協定を結んでいるの？



家族経営協定を結んでいる農家数は？

協定を結んでいる農家数は、年々増加しています。



注1. 平成11年までは8月1日現在、平成14年以降は3月31日現在。(ただし、平成14年の一部に8月1日現在の地域がある。)
注2. 東日本大震災の影響により、平成23年の宮城県及び福島県の一部の締結農家数については、平成22年3月31日現在のデータを引用。

取り決めている家族経営協定の 主な内容は？

■上位5位の回答(複数回答)

区分	平成20年
農業経営の方針決定	90.4%
労働時間・休日	88.4%
農業面の役割分担(作業分担, 簿記記帳等)	79.3%
労働報酬(日給, 月給)	72.7%
収益の配分(日給, 月給以外の利益の配分)	46.7%

- 他にも次のような多様な内容があります。
あなたの家族の実情に合わせて内容を盛りこむとよいでしょう。
- 生活面の役割分担(家事、交際)
 - 経営移譲(継承を含む)
 - 労働衛生・健康管理
 - 社会・地域活動への参加
 - 移譲者(老後)の扶養(居住・生活・介護等)
 - 育児の役割分担

協定締結農家数の割合

農家数(千戸)	360
家族経営協定の締結農家数(戸)	48,602
農家に占める締結農家の割合(%)	13.5%

資料：2010年世界農林業センサス

注：農家数は主業農家数。なお、主業農家とは農業収入が農外収入より多く、かつ65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家

2 「家族経営協定」を結ぶ手順は？ 一家族の話し合いから協定を結ぶまで一

ステップ

1 家族で話し合います

わが家の経営の現状や課題を整理し、今後の経営方針、家族の就業条件、生活の目標などで要望を話し合い、明らかにします。

所得目標・経営計画・役割分担・収益配分・経営移譲・家計費・介護など

ステップ

2 対策を考えます

話し合いを踏まえ、わが家の経営課題の解決方法や、経営方針や生活目標を実現するための具体的な対策について、どのような取り組み(協定)が必要かを検討し合い、項目をあげます。

中長期の営農計画と生活設計<家族のライフサイクルと必要資金>、所得目標、労働計画、家計目標、家事分担、就農条件、財務管理、労働・生活時間、経営移譲、税金、老後の保障など

ステップ

3 協定を結びます

家族で話し合った結果を文書にすると、取り組む内容がより明確になりますので、まず協定書の試案を作ってみます。何から取り組むか家族間で検討、普及指導センターや農業委員会などの指導機関からの意見もきいてみます。協定を結ぶときは家族員だけでなく、指導機関の立ち会いがあると、さらに確かなものになります。



ステップ

4 協定を実行し内容を見直します

結んだ内容が実行されているか見直し、必要があれば新たな項目や内容を追加しましょう。できれば定期的に(年に1回は)見直し更新するようにしましょう。

- 家族構成の変化
後継者の結婚で家族員が増えるなど…
- 協定内容が不都合になった場合
労働報酬の支給額、支給方法の変更、休日、休暇の時期、日数などの変更、経営を移譲したとき、経営内容(作目)の変更
- 不都合がない場合でも
毎年お正月に見直してみるなど…

「家族経営協定」を結ぶとこんな制度上のメリットや要件が得られます

認定農業者制度(平成15年6月～)

実質的に共同経営を行っている場合、収益の配分と経営方針決定への参画が明確にされている家族経営協定が結ばれていること等を要件に、夫婦等による認定農業者の認定の共同申請が認められています(女性農業者や農業後継者も、パートナーとともに認定農業者となるのが可能)。なお、平成20年より、同一世帯に属する者に加え、かつて同一の世帯に属していた者(後継者、その配偶者を含む)が世帯を独立した場合でも、共同申請が認められようになりました。

農業者年金(平成14年1月～)

青色申告をしている認定農業者等と家族経営協定を締結して、経営に参画している配偶者、後継者に対しては、基本となる保険料(20,000円)のうち一定割合の国庫助成(政策支援)が行われます。

農業近代化資金・経営体育成強化資金(平成14年7月～)

経営主以外の者でも、経営のうち一部の部門について主宰権があること等が明確になっている家族経営協定を締結している女性農業者や農業後継者は、当該資金の貸付対象者となります。

農林水産祭参加の表彰行事における夫婦連名表彰(平成13年度～)

表彰行事の開催要領、審査要領等に、夫婦連名による表彰の基準が明記されており、かつ、経営への配偶者の貢献度が高いことが明らかな場合には夫婦連名で表彰が受けられます。その際、①家族経営協定書、②作業日誌等、当該表彰に係る部門における経営主の配偶者の部門分担、従事日数等が概ね5割に達していると確認できる書類、③農業普及指導センターなどの現場指導組織による意見書、のいずれかで確認することとなっています。

新規就農対策の青年就農給付金経営開始型の特例(平成24年度～)

青年就農給付金のうち、経営が不安定な就農直後の所得の確保を支援する「経営開始型」は、人・農地プランに位置付けられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について、年間150万円を最長5年間給付するものです。この特例として、夫婦ともに就農する場合で、夫婦が共同経営者であることが規定されている家族経営協定が結ばれていること等を要件に、夫婦合わせて1.5人分の年間225万円が給付されます。なお、給付要件、給付停止要件の詳細は別途確認して下さい。

3 「家族経営協定」に盛り込むとよい事項

取り決めの内容や様式は「こうしなければならない」と決まっているものではありません。家族みんなの話し合いを通じ、必要なことから一つずつ始めてみましょう。

協定に盛り込む内容は

やりがいを持って働くために

- 農業経営のビジョン・目的は …… 家族みんなの意向で
- 日々の労働時間・休憩時間は …… 季節による始業・終業時刻、休憩時間、一日あたり労働時間など
- 休日・休暇は …… 繁忙期、通常期、特別休暇など
- 給料や収益配分は …… 役割や働き方に応じて
- 農作業の役割分担は …… 部門・作業分担、経営管理等、安全・快適な労働のための工夫や労働環境など

みんなで経営を充実させよう

- 短期・長期の経営計画は… 経営の目標、資金計画、所得目標、経営規模など
- 簿記記帳は誰の担当か
経営状況の把握は
家族会議は開いているか
経営の役割分担は
経営戦略は、法人化は
後継者等の養成・教育

ゆとりある暮らしのために

- 生活の目標は、生活面の役割分担は… 家事・育児の担当など
- 家計状況は把握しているか
共通家計費の担当と支払い方法は… 家計簿記帳など
- 多世帯家族の快適な住まい方は… 後継者夫婦との同居・別居など
- 老後の生活設計は …… 介護、生活費、年金など
健康診断を受けているか
- 余暇、地域活動は …… 旅行・レクリエーションなど

これからも 農業を続けていくために

- 後継者への譲り渡しは… 経営権や経営資産の移譲について、時期、方法など
- 相続への対応は …… 親子、兄弟姉妹で合意していることはあるか、経営の細分化防止の方法はあるかなど

4 「家族経営協定」を結ぶと、こんな効果が！

協定を結んで、経営に活かした多くの農業者の声から

- 経営理念や経営方針を家族みんなで共有できるようになり、家族全員の経営意識が向上した。
- 経営のこと以外についても話し合う機会が増え、家族みんなで協力し合い、結束が強まった。
- 役割分担や就業規則の取り決めを通じて、経営の合理化が進んだ。
- 共同申請制度を利用して、後継者や配偶者も認定農業者になった。また、配偶者や後継者が利用できる制度的なメリットもあるので経営にゆとりができた。
- 部門を任されるようになって、以前よりも責任とやりがいを感じる。
- 決まった給与を貰えると、将来設計が立てやすくて助かる。
- 気持ちと時間の余裕が生まれ、研修や地域活動に参加しやすくなった。
- 後継者へ経営移譲がスムーズにできそうだ。



5 ライフステージ別協定の目的とメリット

1 後継者が就農する時期

【目的】 後継者にやる気・興味・自信を持たせる

【メリット】

- 親子の話し合いにより、経営の目標が決定し、後継者が農業経営に主体的に参画できるようになる。
- 後継者が給料をもらえることで責任をもって農作業に取り組む。
- 定期的な休日を決めることで、労働時間もはっきりし、仕事に張りも生まれ、くらしに楽しみが出てくる。また、計画的に作業を行える。
- 後継者が将来結婚する際に自分の仕事の内容を説明しやすい。



営農計画／役割分担／
労働時間休日／農業技
術研修／健康づくり

2 後継者が結婚する時期

【目的】 家族の一員として配偶者を迎え、親夫婦との円満な人間関係を作る

【メリット】

- 経営内において、各個人が適正な役割と評価を得ることができる。
- 経営移譲の時期や内容が明確になり、将来の経営計画が立てやすい。
- 収益の分配により報酬が支給されることで、後継者夫婦の経済的な裁量が広がり、生活面の計画が立てやすくなる。
- 家事も労働の一部として位置付けられ、家事分担も明確になり、やりやすくなる。
- 後継者の配偶者にとっては、気兼ねなく、安心して育児ができる。

役割分担／収益の分配／経営移譲の時期・方法
／後継者の妻(夫)の報酬／後継者の妻の産休・
育児期間の確保／後継者の妻の農業・生活技術
研修／高齢者の介護／後継者の妻への財産分与

3 経営移譲をする時期

【目的】 スムーズな経営・家事の移譲と親夫婦の生活保障に配慮する

【メリット】

- 後継者はすべてを任されたことで、経営に対する意欲が高まると同時に責任が持てるようになる。
- 移譲後の報酬や扶養・介護が明確になり、老後の保障ができ、精神的・経済的にも安心できる。
- 親夫婦は体力にあった作業分担ができる。
- 相続の話し合いにより、スムーズな経営移譲がなされる。

役割分担／収益の分配／親夫婦の扶養・介護／
親夫婦の住まい方／相続にむけての準備

4 夫婦二人での農業経営

【目的】 お互いが自立した農業者として対等な立場で経営を築く

【メリット】

- お互いが共同経営者と認め合い、経営に積極的に参加するようになる。
- 家事は分担したり協力したりして行う。
- 移譲や老後の生活について話し合い、経済的・精神的にも安心できる。



営農計画／役割分担／収益の分配／経営移譲／
老後の生活／健康づくり

6 家族経営協定を結んでいるあなたも 認定農業者になりましょう!

認定農業者とは、経営の規模拡大や生産方式・経営管理の合理化等農業経営の改善を図るための「農業経営改善計画」を作成し、市町村からその計画を認定された農業者です。

- ※女性農業者や農業後継者、新規就農者も認定農業者になれます
- ※共同経営者であれば、共同申請で、複数の者が認定農業者になれます

共同申請に必要な要件は?

- (1) 農業経営改善計画の認定申請者が、すべて同一の世帯に属する者か、またはかつて同一の世帯に属していた者(その者の配偶者を含む)であること。
- (2) 家族経営協定等の取り決めの中で収益の配分と経営方針決定への参画が明確にされていること。
- (3) 家族経営協定の取り決めが遵守されていること。

共同申請を行うための家族経営協定書の例

【文案例1】

健康で、快適に働き、楽しく暮らすための取り決め書

- 目標 (略)
- 家族全員の参画による経営方針・計画の検討
 営農方針・計画の樹立、施設等の投資及び資金の借入、新部門の導入、経営転換の実施並びに経営形態の変更(法人化への移行)等、家族経営の重要な意志決定にあたっては、家族全員が参画し、十分な話し合いを行って決めることとする。
- 経営の役割分担
 農業経営における個人の責任を明確にするため、それぞれの希望・特技・技能等を互いに尊重しながら、以下のよ
 うに役割を分担する。なお、農繁期や災害対応等には、協力しあう。

○ ○ 夫…米、麦、大豆、搾乳	○ ○ 子…家事全般、搾乳
○ ○ 男…作業日誌記帳、飼養管理、粗飼料確保、搾乳	○ ○ 美…家計簿・経営簿記記帳、飼養管理
- 収益の配分
 1. 給与
 農業経営から生じた収益については、家族で話し合い、給与として下記の表のとおり配分する。ただし、予期せぬ事情によりこの額を変更しなければならないときには、家族で協議し合意を得るものとする。

対象者	給与月額	方法	備考
○ ○ 夫	○ ○ 万円	口座振込み	
○ ○ 子	○ ○ 万円	口座振込み	
○ ○ 男	○ ○ 万円	口座振込み	
○ ○ 美	○ ○ 万円	口座振込み	
 2. 賞与
 上記の給与のほか、所得目標を達成した場合については、その状況に応じて、賞与を振り込むことができるものとする。

【文案例2】

- 第1条 目的(略)
- 第2条 経営方針・計画の決定(例-1の2条と同じ)
- 第3条 経営の役割分担の実施(略)
- 第4条 収益分配の実施
 農業経営から生じる収益については、甲および乙ならびに丙で十分協議して、それぞれの年齢、役割分担等を考慮した額が配分されるものとする(以下略)
- 第5条 (以下略)

7 農業経営改善計画と家族経営協定を結びつけるための工夫

参考 門川町の家族経営協定様式

農業経営改善計画認定申請書

平成16年9月22日

住所 門川町大字〇〇

氏名 水田 耕作

門川町家族経営協定書の事例

①目標とする営農類型		水稻+施設野菜(きゅうり)				
②経営改善の方向の概要		後継者が農業大学校を卒業し就農した。経営基盤の充実、拡大を図るため、経営内容の見直しを行い施設整備を実施する。年間労働時間2000時間、年間所得800万円をめざす。				
		農業所得(単位:千円)		年間労働時間(単位:時間)		
		現状(平成16年)	5年後	現状(平成16年)	5年後	
		10,429	13,010	2,500	2,000	
③農業経営の規模の拡大に関する目標	作目・部門名	現状(平成16年)		目標(5年後)		
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量	
	施設きゅうり	2500㎡	40t	3500㎡	60t	
	水稻	100a	450kg	100a	500kg	
	経営面積合計					
	経営耕地	区分	地目	所在地	現状(平成16年)	5年後
		所有地	田畑	〇〇町	150a 10a	150a 10a
		借入地				
		合計				
	作業受託	作目	作業		現状(平成16年)	5年後
水稻		耕起・代かき		200a	300a	
		田植え		100a	300a	
		収穫		300a	600a	
単純計			600a	1200a		
換算後			200a	400a		
その他の関連附帯事業	事業名	内容	現状(平成16年)	5年後		
④生産方式の合理化の目標	機械及び施設	機械及び施設名		型式・性能・規模及び台数		
				現状(平成16年)	5年後	
		トラクター		20ps 1台	30ps 1台	
		田植え機		3条刈り 1台	5条刈り 1台	
		コンバイン		3条刈り 1台	5条刈り 1台	
	トラック		2t 1台	2t 1台		
農用地の利用条件	現状(平成16年)		目標(5年後)			
		10~30a区画中心		30a区画以上のほじょうを中心に土地の集積を図る。施設の集積を図る。		
作目・部門別合理化の方向	部門	現状(平成16年)		目標(5年後)		
	施設きゅうり	2人体制での規模		3人体制で出来るよう規模拡大と作業の効率化を図る。		
	水稻	こしひかり中心		受託作業時期のきゅうりとの労働競合を避けるため雇用を導入		
⑤経営管理の合理化に関する目標	現状(平成16年)		目標(5年後)			
		青色申告をしているが、経営内容を十分把握できていない。		パソコンを利用し、経営分析を行い、経営管理や計画に活用する。		
⑥農業従事の態様等の改善の目標	不定であるが、余り取れていない。		農休日を設定			
⑦目標達成すべき措置のため	経営改善の目標	措 置				
	農地の集積と規模拡大	・今のところ現状維持				
	生産方式の合理化	・自動開閉機等の導入による管理作業の省力化を図る。 ・パソコンによる経営分析を行う。				
	経営管理の合理化	・研修会や記帳会に参加して、簿記と経営分析を修得する。				
環境対策	・施設・機械については、補助事業や制度資金を検討し施設整備を計画的に行う。					

家族経営協定と経営改善計画を「合体」し、経営改善計画の内容を踏まえて就業条件や役割分担などを決めている家族経営協定の例です。経営改善計画の内容を常日頃から意識し、その実現に向けて不断の努力をするための取り組みとして家族経営協定が活用されています。この事例は、『「家族経営協定」推進のためのヒントQ&A』19ページの抜粋です。

家族経営協定書

氏名	印
氏名	印
氏名	印

平成 年 月 日

立会人	門川町農業委員会会長
立会人	門川町役場産業振興課長
立会人	東臼杵南部農業改良普及センター所長

1. 我が家のモットー

家族が健康に気をつけ、お互いが協力して楽しい農業・生活を行う。

2. 経営目標

- ★年間所得800万円をめざすため、きゅうりの生産量を10a当り18tをめざす。
- ★役割分担をして、無理な働き方をしないようにする。

3. 家族の話し合い

- ★必要に応じて、仕事の段取りや、行事を話し合う。
- ★週に一度、月曜の朝ミーティングで家族の予定を確認し合う。
- ★月初めには、月間予定を確認し合おう。(カレンダーにかくこと)

4. 役割分担

◎は主担当、○は副担当

		耕作	久美	安子
①生産面	農業散布	◎		
	水稻管理作業		◎	○
	受委託作業	◎		
	施設きゅうりの管理作業	◎	○	○
	収穫・出荷作業		◎	○
②経営面	農業複式簿記	◎		○
	家計費		◎	
	労働日誌	○	◎	○

		耕作	久美	安子
③生活面	炊事	○	◎	
	洗濯(分担)	○	○	○
	掃除(各部屋分担)	○	○	○
	布団上げ	○		◎
	買い物	○	◎	
	介護(夫婦で協力)	◎	◎	

大切なことは、「我が家の経営や暮らしの中で、このようなことを決めるともっと良くなる！」と思うことを家族で話し合って決めていきましょう★

協定書は、一度取り決めたら終わりではありません。状況が変わったら見直しましょう！

5. 就業条件

労働時間	労働時間は、午前8時から午後7時までを原則とする。ただし農繁期は協力して対応する。
休日	休日は、毎月第1と第3土曜日とする。
収益配分	耕作： 円、久美 円、安子 円それぞれの口座に20日に振り込む。 みんなでがんばり、予定より収入が上がったらボーナスを出す。

6. 経営移譲計画

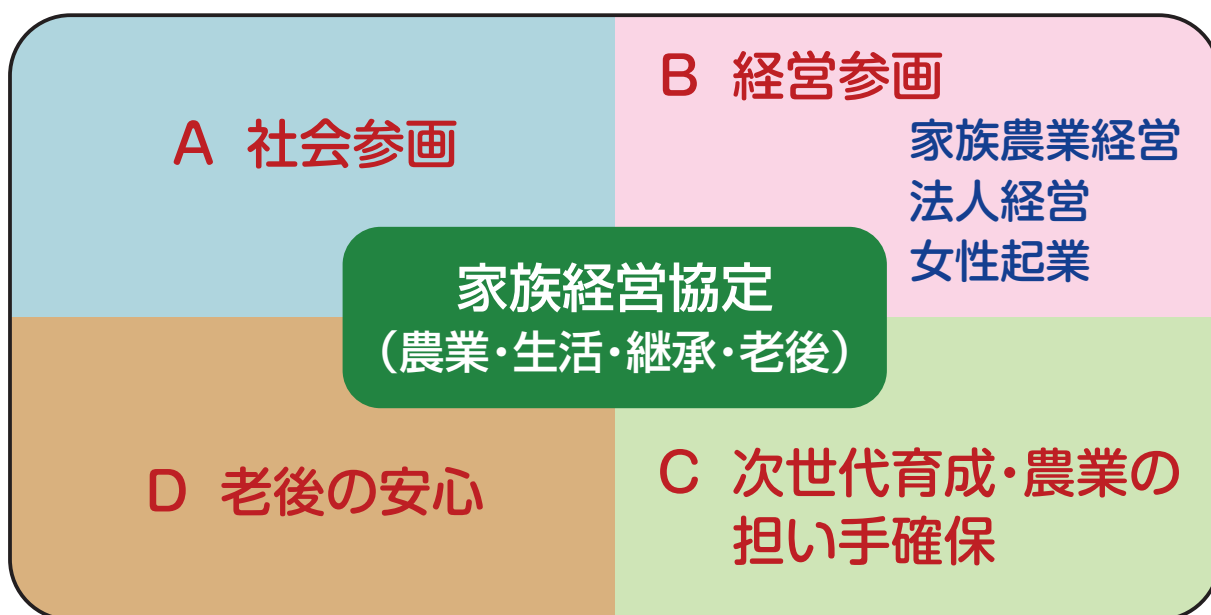
- ★経営主が〇〇歳になったら、経営を移譲する。委譲後の準備として退職金の積み立てを行う。

7. その他

- ★仲良く農業経営に参画するために・・・家族旅行の実施
- ★健康で農業経営を行うために・・・年1回健康診断の受診をする。労災へ加入する。
- ★家族全員の資質向上のために、各種研修会へ積極的に参加する。

8 家族経営協定は、社会参画、経営参画(家族農業経営・法人経営・女性起業)、次世代育成、老後の安心の全ての場面で重要な手法です。(下図参照)

家族経営協定の関連図



社会参画の時間を生み出すために

方針決定の場に参画したくない理由のトップは「自分の農業で精一杯」が6割、「家事・育児・介護等の負担が大きい」が3割を占めています。女性は、農作業に加え、家事・育児・介護などを担当し男性に比べ労働時間が長くなる傾向があります。ここを見直し、男性も家事や介護などに関わっていくことが必要です。家族で十分話し合い、家族経営協定の中で農業・生活の役割分担を決めていくことが有効です。

ワーク・ライフ・バランスとは？

老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤としてきわめて重要である。

「男女共同参画ハンドブック」平成20年3月
内閣府男女共同参画局発行より



9 家族経営協定はワーク・ライフ・バランスの実現にも有効です

数年先の農業所得見通しや生活計画などを盛りこんだ「農業経営計画と生活設計」を付けた家族経営協定を結び、仕事と生活のバランスを保ち、協定を上手に経営に役立てています。家族構成員がやる気を高めつつ家族農業経営を発展させ、所得を確保し、安心の出来る将来を築くために、家族経営協定は有効です。(親夫婦と子夫婦の4者協定のケース)

その具体例を紹介します。

事例1

わが家の生活と農業経営の協定書

(夫婦及び後継者夫婦の4者による場合)

(目的)

第1条 この協定書は、A(夫)、B(妻)、C(後継者)及びD(後継者の配偶者)が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

(経営計画)

第2条 A、B、C及びDは協議の上、今後の資金計画、作付計画、施設の導入、就業条件の改善等を内容とする長期農業経営改善計画及び毎年の具体的事項を内容とする年度別経営計画を作成する。

(経営・生活の主な役割分担)

第3条 経営の部門のうち、〇〇に係わるものについてはC及びDが、〇〇以外に係るものについてはA及びBが主体となり、他の2者と相談の上行うものとする。(また、簿記記帳については〇が、労働日誌の記帳については〇が行うものとする。)

(収益分配・労働報酬)

第4条 農業経営から生じた収益について、下記の額を毎月〇〇日にA、B、C及びDで協議の上定めた額を臨時に振り込むことができるものとする。なお、配分額については、農業収益、経営計画に基づく企画労働、農作業労働等の従事状況を勘案し、毎年1回見直しを行うものとする。

	支給月額	支給期日	支払方法	備考
A(夫)	12万	毎月25日	口座振り込み	
B(妻)	8万	〃	〃	
C(後継者)	8万	〃	〃	
D(後継者の配偶者)	8万	〃	〃	

(就業条件)

第5条 就業条件は次の通りとする。

- ①1日の労働時間は、A及びCは〇時間、B及びDは〇時間を原則とし、農作業の繁閑によりA、B、C及びDで協議の上延長又は短縮する。
- ②休日は、A、B、C及びD各々につき原則として月〇回とするが、農作業の繁閑、健康状態、他の仕事への従事状況を踏まえ、A、B、C及びDで協議の上変更することが出来るものとする。また、正月、盆等の休日については、A、B、C及びDで協議の上定めるものとする。

(将来の経営移譲)

第6条 A及びBが有する経営権及び経営用資産については、将来、A及びBの合意に基づきC及びDに移譲する。移譲の時期及び方法は、C及びDの意向を踏まえながらA及びBが十分協議の上定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度A、B、C及びDで協議の上決定するとともに、必要に応じて(立会人の相談の上)改訂を行う。

(附則)

- ①この協定書は、平成 年 月 日より実施する
- ②この協定書の有効期限は、実施の日より〇年間とし、当事者から申立てがない限り自動的に更新されるものとする。
- ③この協定書は、5通作成し、A、B、C、D及び立会人が各1通を保有する。

平成 年 月 日

住所

A(夫) 印
 B(妻) 印
 C(後継者) 印
 D(後継者の配偶者) 印
 立会人 印

事例 2

家族経営協定書

(目的)

第1条 夢を持ち、やりがいのある農業を実現させるため、家族各自の能力を発揮し、円滑な家族関係のもと、我が家の農業と農家生活の健全化を図ることを目的とし、協定書を結ぶ。

(経営方針)

第2条 経営方針、経営計画の策定にあたっては、家族全員が参画して行うものとする。

- 1) 現状維持は衰退につながる。緩やかな規模拡大を進めていく。
- 2) 常にプロ意識を持って農業生産に関わる。
- 3) 経営状況を記帳・把握・分析して、自由な発言の場をもつ。

(経営の役割分担)

第3条 役割分担は次のとおりとする。

- 1) 生産活動の運営に関すること
 - 果樹 主担当：〈経営主〉 副担当：〈後継者〉
 - 野菜 主担当：〈後継者〉 副担当：〈経営主〉
 - 直売所 担当：〈経営主の配偶者〉
- 2) 農業簿記及び青色申告に関すること
 - 主担当：〈経営主の配偶者〉
 - 副担当：〈後継者・後継者の配偶者〉
- 3) 作業日誌の記帳
 - 主担当：〈後継者・後継者の配偶者〉
 - 副担当：〈経営主の配偶者〉

(収益分配)

第4条 農業経営から生じた収益については、家族の話し合いにより次のとおりと定める。

- 1) 報酬の種類 月給制
- 2) 支払い期日 月末
- 3) 支払い方法 口座振替
- 4) 特別手当 年2回(8月、12月)
- 5) 金額

対象者	支払い月額	特別手当
経営主	〇〇万円	〇〇万円
経営主の配偶者	〇〇万円	〇〇万円
後継者	〇〇万円	〇〇万円
後継者の配偶者	〇〇万円	〇〇万円

※但し、事情により、この額が著しく不適当になったときは家族協議の上変更することができる。

平成〇年〇月〇日

協定者 経営主 〇〇 〇〇 印
 経営主の配偶者 〇〇 〇〇 印
 後継者 〇〇 〇〇 印
 後継者の配偶者 〇〇 〇〇 印

(労働条件)

第5条

- 1) 一日の労働時間は、8時間を原則とし、農作業の繁忙により延長又は短縮することができる。
- 2) 休日は週一回(日曜日)とするが、必要に応じて変更可とする。

(営農計画と簿記の記帳)

第6条 我が家の営農と生活が調和のとれた姿で発展するよう、営農計画及び生活設計を家族協議の上作成する。

なお、毎年度の経営目標の設定、経営成果の評価のため、農業簿記、家計簿等を記帳するものとする。

(将来の経営移譲)

第7条 経営主が65歳になったら、経営権及び経営用資産を経営主及び配偶者の合意に基づき後継者に移譲する。

(住まい方、健康維持、介護)

第8条

- 1) お互いのプライバシー(お金、時間の使い方)を尊重しつつ、家族生活の円滑化を図る。一年に一回は家族全員が総合検診に行く。
- 2) 後継者の結婚を機に敷地内別居をするが、両親に介護の必要が生じたときは愛情と責任を持ってあたる。

(家事分担)

第9条 家事、育児は後継者の配偶者が主に担当するが、そのための時間も労働時間として認める。必要に応じて役割を分担しあい、快適な生活をするために全員が思いやりの気持ちをもって力を出し合う。

(研修等)

第10条 経営発展のため、各種研修会、研究会、視察等に積極的に参加するようにする。

(その他必要な事項)

第11条 この協定に定めることのほか、必要な事項は家族全員で協議し決定する。なお、農業経営や生活及び家族の状況に変化が生じた場合は必要に応じて見直すものとする。

(付則) 1. この協定書は毎年1月に見直すものとする。

2. 本協定を証するために、それぞれ署名捺印をし、家内に見えやすく掲示する。

立会人 〇〇県〇〇市農業委員会
 会長 〇〇 〇〇 印
 〇〇県〇〇農業改良普及センター
 所長 〇〇 〇〇 印

10 家族経営協定は、直売や加工販売に取り組む女性の起業活動にも有効です。

農山漁村女性の起業活動数は年々増加傾向にあります。しかし、農業に起業活動、家事、育児、介護などによる過重労働や起業活動による収益の帰属など、新たな対応が必要となってきます。家族経営協定は、それらを解決するためにも有効です。

事例

健康でゆとりある暮らしの実現に向けた夫婦のルール [家族経営協定書]

(目的)

第1条 この協定書は夫「〇〇」妻「〇〇」が協力し堅実で安定的な農業経営を確立し、健康でゆとりのある暮らしを実現することを目的とする。

(夫婦の農業経営に対する信条)

第2条 夫婦が農業経営に夢中で励める目標年齢を55歳とし、その後は趣味を生かしながら、ゆとりのある農業経営をめざす。
農業経営は目標を定め、その実現に向かって夫婦が共に力を合わせて努力し、柔軟な発想を持って取り組む。

(経営方針の決定 営農計画の樹立)

第3条 夫「〇〇」妻「〇〇」はお互いの能力、得意分野を生かした農業経営を実現するため、記帳結果に基づき、作業が一段落した12月下旬から1月中旬にかけ十分に協議し、今後の資金計画、作付計画、施設の導入、就業条件等について長期及び年度別経営計画を樹立し経営方針を決定する。

(農業経営上の役割分担)

第4条 前条の経営計画に基づき、お互いの健康や得意な分野を考慮し、次のように分担をする。
①夫は稲作全般、ダイズ、直売のための出荷調整、販売後のかたづけ、加工時の水仕事等を担当する。
②妻は葉物野菜、直売部門の野菜出荷調整、直売部門の総菜加工、出荷、販売等を担当する。
③簿記記帳は夫、作業日誌は各自の担当部門について責任を持って記帳する。

(収益の管理、配分)

第5条 農業経営から生じた収益については夫婦が次のように分担して管理し、使い方については協議して決定する。
①稲作、ダイズの収益は夫が管理し、経営に係る経費、保険、税金、電気光熱費等を支出する。
②葉物野菜、直売部門の収入は妻が管理し、生活費と子供の学資等を支出する。
③夫のバイト代、妻のバイト代はそれぞれの趣味や研修費に充てて良い。
④経営改善や大型機械購入等に要する経費はお互いが管理している中から話し合っって負担する。

(家事、子供の教育、介護の役割分担)

第6条 家事、子供の教育、介護は夫婦が協同で行うことを基本とし、次のように分担し、家族や兄弟姉妹からも積極的に協力してもらう。
①妻は食事づくり、買い物、洗濯を分担する。
②夫は屋敷廻りや作業小屋の清掃など作業しやすく、生活しやすい環境づくり、食事の後かたづけ、食事時のサービスを行う。
③子供の教育は夫婦が協力し、夫婦で話し合っってあたる。
④両親の介護は夫婦が協力して行うが兄弟姉妹にも積極的に協力要請をする。

(能力向上、ゆとりの創造)

第7条 能力向上とゆとりの創造等のため、次のことを行う。
①経営に関する視野を広め、知識技術を高めるため、様々な機会を捉え国内外をとわず積極的に研修等に参加する。
②夫婦はお互いに感性を養い、幅広いものの見方、考え方ができるよう趣味を持ち、お互いの趣味には干渉せず、信頼し、協力し合う。
③夫婦での会食、旅行は気分転換を図るうえから積極的に実施する。

(夫婦の努力による資産形成、老後の資金)

第8条 夫婦が努力して得た収益からそれぞれの名義の資産を持ち、働きがいのある条件づくりをするとともに安らかな老後のために資金の準備をする。
①夫は自家用車
②妻には現在夫名義となっている宅地を譲る。譲る時期は夫婦が協議して決める。
③老後の資金は経営部門及びお互いのバイト代から積み立て準備する。

(その他)

第9条 この協定書に規定されている以外の事項で決定すべき事項が生じた場合には、その都度夫婦が協議のうえ決定するとともに、必要に応じて立会人に相談のうえ改訂を行う。

(附則)

①この協定書は平成〇年〇月〇日より実施する。
②この協定書の有効期間は実施より1年とし、当事者から申し立てのない限り継続する。
③この協定書は夫、妻及び立会い人が各1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

締結者 ……住所……

夫 〇〇 〇〇 印

妻 〇〇 〇〇 印

立会人

〇〇県〇〇市農業委員会

会長 〇〇 〇〇 印

〇〇県〇〇農業改良普及センター

所長 〇〇 〇〇 印

11 新規参入した若夫婦を支える家族経営協定

新規参入者にとって家族経営協定は、励みとなります。また、農業に関する知識や技術、経験が少なく知人も多くない新規参入者にとって、家族経営協定が地域の農業指導者や農業関係機関を結びつけてくれます。

事例

家族経営協定書

(目的)

第1条 この協定書は、甲(夫・〇〇〇〇)乙(妻・〇〇〇〇)が、相互に責任ある経営の参画を通じて近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

(経営計画の策定)

第2条 甲、乙は協議のうえ今後の資金計画、作付計画、施設の導入、就業条件の改善を内容とする長期農業経営改善計画及び毎年の具体的事項を内容とする年度別経営計画を作成する。

(収益分配)

第3条 農業経営から生じた収益について定めた額を毎月10日に振込み又は現金払いとする。

(就業条件)

第4条 就業条件は次のとおりとする。

1日の労働条件は、甲、乙は7時間を原則とし、農作業の繁閑により甲、乙で協議のうえ、延長又は短縮とする。休日は、甲、乙各々につき原則として月4回とするが、農作業の繁閑、健康状態等を踏まえ、甲、乙で協議のうえ変更できるものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めていない事項については、この地域の慣行に従い、立会人等の助言を受けて、誠意を持って協議し決定する。

(付則)

- (1) この協議は平成〇年〇月〇日より実施する。
- (2) この協定書は、同文を3通作成し、その各々に甲、乙並びに立会人が各1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇

甲氏名 〇〇 〇〇 印

乙氏名 〇〇 〇〇 印

立会人 住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇

氏 名 〇〇県指導農業士

〇〇 〇〇 印

12 「家族経営協定」は、法律に基づく基本計画の中に位置づけられています。

★男女共同参画社会基本法第13条に基づく基本計画

男女共同参画基本計画

(平成22年12月17日閣議決定)

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進【抜粋】

農山漁村に特に根強い固定的性別役割分担意識の解消、政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。

女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定の締結数の一層の拡大と有効活用を進める。また、起業活動等への支援を通じた女性の資産の形成など経済的地位の向上を図る。

〈成果目標〉

	現 状	成果目標 (期限)
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数 (注)	農 業 委 員 会 : 890 (平成20年度) 農 業 協 同 組 合 : 535 (平成19年度)	農 業 委 員 会、 農 業 協 同 組 合 と も 0 (平成25年度)
家族経営協定の締結数	40,000件 (平成19年度)	70,000件 (平成32年度)

(注) 農業委員、農業協同組合役員を対象

★食料・農業・農村基本法第15条に基づく基本計画

食料・農業・農村基本計画

(平成22年3月30日閣議決定)

人材の育成・確保 (抜粋)

「農業人口の過半を占め、農業や地域の活性化で重要な役割を果たしている農村女性の農業経営への参画や、地域資源を活用した加工や販売等に進出する女性の起業活動を促進する。また、女性の地域社会への一層の参画を図るため、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進するとともに、政府の男女共同参画に関する目標の達成に向け、農業協同組合の女性役員や女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及・啓発等を実施する。」

家族経営協定等に関するご相談窓口

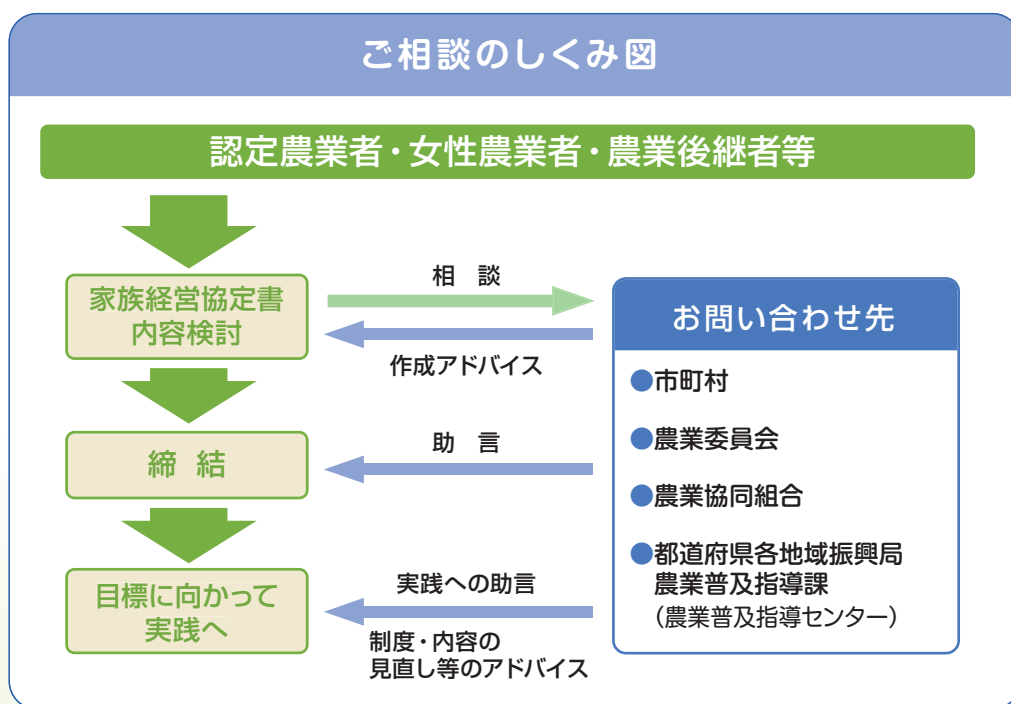
家族経営協定・認定農業者の共同申請に関するご相談は

最寄りの

市町村
農業委員会
農業協同組合
農業普及指導センター

へお問い合わせください。

ご相談のしくみ図



農山漁村の男女共同参画に関する施策情報のお問い合わせは

農林水産省経営局 就農・女性課 女性・高齢者活動推進室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL.03-3502-6600 FAX.03-3593-2612

【「女性の活躍を応援します!」のホームページ】

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/danzyo/index.html>

平成25年度 農林水産省男女共同参画加速化事業

編集・発行

農山漁村男女共同参画推進協議会

事務局：一般社団法人 農山漁村女性・生活活動支援協会

〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館4F

TEL.03-5777-5383 FAX.03-5777-5385

MAIL : weli@weli.or.jp URL : <http://www.weli.or.jp/>